

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則

〔平成7年7月3日公布 奈良県規則第12号〕

改正 平成10年9月29日規則第16号

平成11年3月30日規則第52号

平成16年10月29日規則第15号

※アンダーライン部は今回の改正箇所を示す。

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第13条の不特定かつ多数の者が利用する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第二号に規定する特殊建築物（倉庫、危険物の貯蔵場、と畜場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物を除く。）
- 二 事務所の用途に供する建築物
- 三 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第二号に規定する停車場のうち駅
- 四 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル
- 五 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街
- 六 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
- 七 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- 八 遊園地、動物園又は植物園その他公園（前号の都市公園を除く。）に類する施設
- 九 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第二号に規定する路外駐車場

(整備基準)

第3条 条例第13条の出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関し障害者、高齢者等が利用できるよう配慮すべき事項について規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。ただし、当該公共的施設について、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合にあつては当該基準に係る事項、当該公共的施設の利用目的又は構造、地形又は敷地の状況、沿道の利用の状況等により整備基準に適合させることが困難である場合にあつては適合させることが困難である事項については、この限りでない。

一 建築物（第五号に規定する公共交通機関に係るものを除き、不特定かつ多数の者の利用に供する部分に限る。）

ア 建築物（1の建築物について2以上の構えを成す場合は、各構えについていう。）の出入口及びそれに至る通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。
- (2) (1)の出入口から道等に至る通路のうち1以上の通路は、障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。

イ 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。
- (2) 車いすが転回できる構造の部分の設けること。
- (3) 次条第一号ウ又はオに掲げる施設には、手すりを設けること。

ウ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 表面は、滑りにくいものとする。
- (4) 段を識別しやすいものとする。

エ エレベーターは、次に定める構造等とすること。

- (1) エレベーターを設置する場合は、1以上のエレベーターは、障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。
- (2) 次条第一号イからカまで又は第二号アに掲げる建築物（不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）には、エレベーターを設置すること。

オ 居室の出入口のうち1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

カ 公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場の客席には、車いす使用者が利用できる部分を設けること。

キ 1以上の便所（第三号に規定する公園に係るものを除く。）は、次に定める構造等とすること。

- (1) 障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。
- (2) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）の便所又は公衆便所には、乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）及び乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつの交換をすることができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を設けること。

(一) 博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び物品販売業を営む店舗

(二) 次条第二号アに掲げる建築物

- (3) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が一万平方メートル以下のものを除く。）の便所には、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オスト

メイト」という。)のための設備を設けること。

(一) (2)(一)に掲げる建築物

(二) 次条第二号アに掲げる建築物

ク 附属する駐車場（機械式のものを除く。）には、1以上の車いすを使用する者が乗車する自動車を駐車することができる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。

ケ 視覚障害者を誘導するための線状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「線状ブロック等」という。）若しくは視覚障害者の注意を喚起するための点状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいもの）に限る。以下「点状ブロック等」という。）及びこれらを組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示若しくはこれに代わる必要な措置を講ずること。

コ 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除く。）には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。

(1) キ(2)(一)に掲げる建築物

(2) 次条第二号アに掲げる建築物

サ ホテル又は旅館（客室の数が五十室以下のものを除く。）の客室のうち1以上は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとする。

シ ホテル若しくは旅館（これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）又は公衆浴場に設ける浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室（ホテル又は旅館の客室に設けるものを除く。）は、障害者、高齢者等が利用することができるものとする。

ス ホテル又は旅館（これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）の避難に関する誘導設備は、障害者、高齢者等の避難に関して配慮したものとする。

二 道路

ア 歩道は、障害者、高齢者等が通行できる幅員等を確保すること。

イ 歩道と車道とが接続する部分のうち歩行者が通行する部分は、障害者、高齢者等に配慮した構造とすること。

ウ 駅又はバスターミナルと視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

三 公園

ア 1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

イ 1以上の園路は、障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。

ウ 階段は、障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。

エ 1以上の便所は、障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

オ 1以上の水飲場は、障害者、高齢者等が利用できる仕様のものとする。

カ ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が利用できる仕様のものを適切な場所に

設置すること。

キ 駐車場は、1以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

ク 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示を行うこと。

四 路外駐車場（機械式のものを除く。）
車いす使用者用駐車施設を設けること。

五 公共交通機関の施設

ア 公共用通路（第2条第三号に規定する駅及び同条第四号に規定するバスターミナル（以下「旅客施設」という。）の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第2条第6項に規定する車両等の乗降口との間の経路であって、障害者、高齢者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化された経路」という。）を、次に定めるところにより、乗降場ごとに1以上設けること。

(1) 移動円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適したエスカレーター又は他の昇降機をもってこれに代えることができる。

(2) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(5)に規定するものに限る。）又はエレベーター（(6)に規定するものに限る。）を利用することにより障害者、高齢者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

(3) 出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

(4) 通路は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

(5) 傾斜路は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

(6) エレベーターは、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

(7) エスカレーターは、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

イ 通路、傾斜路、階段又は視覚障害者誘導用ブロックを設ける場合は、障害者、高齢者等に配慮した構造とすること。

ウ 運行情報提供設備、標識、移動円滑化のための主要な設備等の案内を設ける場合は、障害者、高齢者等が利用できるものとする。

エ 便所は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

オ 1以上の改札口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

カ 乗降場は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

キ 1以上の乗車券等販売所、待合所及び案内所、券売機又は休憩設備は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

2 前項の整備基準に係る技術的細目は、次の表の上欄に掲げる公共的施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる別表に定めるところによる。

建築物	別表第1
道路	別表第2
公園	別表第3
路外駐車場	別表第4
<u>公共交通機関の施設</u>	<u>別表第5</u>

(特定施設)

第4条 条例第14条前段の規則で定める公共的施設は、次のとおりとする。

- 一 建築基準法第2条第二号に規定する特殊建築物のうち次に掲げるもの
 - ア 学校その他これに類するもの
 - イ 博物館、美術館又は図書館
 - ウ 身体障害者更生援護施設、老人福祉施設又は有料老人ホームその他これらに類するもの
 - エ 児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設又は母子福祉施設その他これらに類するもの
 - オ 病院又は診療所その他これらに類するもの
 - カ 公会堂又は集会場その他これらに類するもの
 - キ 郵便局
 - ク 火葬場
 - ケ 飲食店、物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗（これらの床面積の合計が二百平方メートル（飲食料品を中心とした最寄り品の小売及び各種公共料金等の収納代行等のサービスを提供する店舗で、長時間営業を行うものにあつては、百平方メートル）以下のものを除く。）
 - コ 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館その他これらに類するもの（これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
 - サ 神社、寺院又は教会（これらの床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
 - シ 共同住宅（住戸の数が五十戸以下のものを除く。）
 - ス 寄宿舎（室数が五十室以下のものを除く。）
 - セ 工場（床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除く。）
 - ソ 公衆便所

タ ケに併せてコの用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）

二 事務所の用途に供する建築物のうち次に掲げるもの

ア 国、県、市町村又は第9条各号に掲げる者がその事業の用に供する建築物

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業の用に供する建築物

ウ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する建築物

エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する建築物

オ 銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第1項各号に掲げる業務、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第6条第1項各号に掲げる業務、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第53条第1項各号に掲げる業務、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第58条第1項各号に掲げる業務、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の8第1項各号に掲げる業務又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第二号若しくは第三号に掲げる事業、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項各号に掲げる営業又は貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項本文に規定する貸金業の用に供する建築物

カ アからオまでに掲げるもののほか、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が五千平方メートルを超えるもの

三 第2条第三号から第七号までに掲げる施設

四 第2条第八号に掲げる施設のうち、遊園地、動物園又は植物園

五 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）

（特定施設の設置の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、特定施設の設置又は変更の工事に着手する日の30日前までに、特定施設設置（変更）届（第1号様式）、建築物別概要追加様式（第1号様式の2）、特定施設整備項目調書（第2号様式）及び次の表に掲げる図面を提出して行わなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	<u>建築物及び公共交通機関の施設にあっては縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物又は建築物の部分との別、敷地及び建築物等の高低並びに敷地に接する道路の位置及</u>

	<p>び幅員並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあつては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあつては縮尺、方位、駐車場の区域、駐車場に接する道路の位置及び幅員</p>
各階平面図	<p>建築物及び公共交通機関の施設にあつては縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法及び床の高低差並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあつては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあつては駐車することができる部分の区画割区画その他主要部分の寸法</p>

（工事の完了の届出）

第6条 条例第16条の規定による届出は、特定施設設置工事完了届（第3号様式）及び当該特定施設について条例第14条の規定による届出に基づく工事が行われたことを明らかにする写真を提出して行わなければならない。

（適合証の交付の請求）

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第4号様式）及び当該公共的施設が整備基準（第3条第1項ただし書の整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合は、当該基準）に適合していることを明らかにする図書を提出して行わなければならない。

（立入調査員証）

第8条 条例第20条第2項の立入調査を行う権限を有する者であることを示す証明書は、立入調査員証（第5号様式）によるものとする。

（国等に準ずる者）

第9条 条例第23条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人

（書類の提出部数）

第10条 第5条又は第6条の規定により提出する書類の提出部数は正本2部及び副本1部と、第7条の規定により提出する書類の提出部数は正本1部とする。

(事務の委任)

第11条 奈良市、橿原市及び生駒市の区域以外の区域において設置される第4条第一号及び第二号に掲げる施設(建築基準法第6条第1項第一号及び第三号に掲げる建築物で、4以上の階数を有し、又は床面積の合計が二千平方メートルを超えるものを除く。)についての条例第14条から第16条まで、第19条、第20条第1項、第21条及び第23条第2項に規定する知事の権限に属する事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第16号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第52号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建築物の整備基準に係る技術的細目

項目	技術的細目
建築物の出入口及びそれに至る通路	<p>1 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口から道又は<u>公園、広場その他の空地（以下これらを「道等」という。）</u>に至る通路は、次に定める構造とすること。<u>ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道又は公園、広場その他の空地（以下これらを「道等」という。）</u>とあるのは、「<u>当該建築物の車寄せ</u>」とする。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>2 1に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の<u>昇降機</u>で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(2) <u>勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</u></p> <p>(3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>(4) <u>傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。（8）において同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第1号ウ又はオに掲げる建築物である場合を除く。）を除く。）。</u></p> <p>(5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、<u>点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。</u>ただし、<u>視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 1に規定する通路には、<u>線状ブロック等</u>の敷設又は音声により視</p>

	<p>覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</p> <p>4 1に規定する通路を車路が横断する部分には、<u>点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 1に規定する通路又は2に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。</p> <p>6 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>出入口の幅（引き戸を設ける出入口にあつては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあつては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、90センチメートル（床面積200平方メートル以下のものにあつては80センチメートル）以上とすること。</u></p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) <u>戸の全面が透明な場合にあつては、衝突を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p>7 6に規定する構造を有する出入口から人又は標識により視覚障害者に特定施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）に到達できるように、<u>線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</u></p>
廊下等	<p>廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>(3) 延長が25メートルを超える廊下等は、幅及び奥行きがそれぞれ1.4メートル以上の部分を、当該廊下等の末端から10メートル以内及び当該廊下等の末端から10メートル以内の部分以外の区間50メートル以内ごとに設けること（共同住宅及び寄宿舍の場合を除く。）。</p>

	<p>(4) 廊下等に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>エ <u>傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。クにおいて同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第1号ウ又はオに掲げる建築物の場合を除く。）を除く。）。</u></p> <p>オ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>カ 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p>キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、<u>点状ブロック等を敷設すること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。</u>ただし、<u>視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</u></p>
階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする。</p> <p>(3) <u>段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</u></p> <p>(4) <u>階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。</u>ただし、<u>視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。</u></p>
エレベーター	<p>エレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの間口（内法寸法による。以下同じ。）及び奥行き（内法寸法による。以下同じ。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ア <u>第3条第1項第1号エ(2)に規定する建築物にあつては、か</u></p>

この間口は1.4メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。

イ 第3条第1項第1号エ(2)に規定する建築物を除き、かごの間口は1.05メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。

ウ 不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以下又は床面積が最大の階（避難階を除く。）における当該床面積が500平方メートル以下の建築物にあっては、イの規定によらないことができる。ただし、奥行きは1.1メートル以上とすること。

(3) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。）が設置されていること。

(4) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤（従たるものには、イに掲げる装置を除く。）を設けること。

ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有する行先ボタン

イ 呼びボタン付きのインターホーン

(5) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。

(6) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(7) かご内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。

(8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。

ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示

イ かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示

(10) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること（共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。）。

ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置

イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置

(11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

(12) 第3条第1項第1号エ(2)に規定する建築物にあっては、かご内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。

居室の出入口	<p>居室の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること（共同住宅及び寄宿舍の場合を除く。）。</p> <p>(1) <u>出入口の幅</u>は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、<u>障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用することができる部分	<p>車いす使用者が利用することができる部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床は、平たんとしてすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅85センチメートル以上、奥行き<u>1.2メートル</u>以上である空間を確保すること。</p> <p>(3) 車いす使用者が利用することができる部分の数は、客席の数が100以下の場合には1以上、100を超え400以下の場合には2以上、400を超える場合は2に400を超える席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1を乗じて得た数を加えた数以上とする。</p> <p>(4) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち1以上の通路の幅は、<u>1.2メートル</u>以上とすること。</p> <p>(5) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ア 幅は、<u>1.2メートル</u>（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ <u>勾配</u>は、<u>12分の1</u>（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p>
便所	<p>便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ<u>1以上</u>。以下同じ。）は、次に定める構造及び設備とすること（共同住宅の<u>住戸</u>及び寄宿舍の<u>住室</u>に設ける場合を除く。）。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ <u>勾配</u>は、<u>12分の1</u>（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>(3) 男子が利用する<u>便所に小便器を設ける場合は</u>、1以上の小便器は<u>床置き式</u>とし、手すりを設けること。</p>

	<p>(4) 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>(5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上<u>設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。</u></p> <p>ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口を引き戸（構造上引き戸とすることができない場合には、<u>外開き戸</u>）とし、<u>かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 洋風便器を設けること。</p> <p>カ <u>便器の両側に手すり</u>を設けること。</p> <p>キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。</p> <p>ク <u>床は、平たんとすること（水勾配を設ける場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。）。</u></p> <p>(6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる<u>構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>(7) <u>床面積が1,000平方メートル以上の建築物に設ける便所又は公衆便所に2以上（車いす使用者用便房に設けるものを除く。）の大便器を設ける場合は、1以上は洋風便器とすること。</u></p> <p>(8) <u>第3条第1項第1号キ(2)に規定する便所は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>ア <u>1以上の便房には、乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にはその旨を標示すること。</u></p> <p>イ <u>乳幼児ベッド等を設けること（便所以外の場所に設ける場合を除く。）。</u></p> <p>(9) <u>第3条第1項第1号キ(3)に規定する便所には、次に掲げるオストメイトのための設備を設け、出入口付近にその旨を標示すること。</u></p> <p>ア <u>オストメイトが使用するパウチ等を洗浄する設備</u></p> <p>イ <u>荷物を置くための棚その他の設備</u></p> <p>ウ <u>2以上の衣服を掛けるための金具等</u></p>
<p>附属する駐車場</p>	<p>1 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる構造又は設備を有すること。この場合において、自動車の駐車台数が20台以上である場合には、1以上は、車いす使用者が乗車する自動車の専用とし、その旨を標示すること。</p> <p>(1) 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>(2) 幅は、3.5メートル以上とすること。</p>

	<p>(3) 床面又は地面を水平とすること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路（車路を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>3 2に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(2) <u>勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</u></p> <p>(3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>(4) <u>傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合を除く。）。</u></p> <p>(5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>4 2に規定する通路又は3に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。</p> <p>5 2に規定する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、<u>車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと</u>。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
案内標示等	<p><u>案内標示又は案内設備は、前各項目の規定により設置するほか、障害者、高齢者等に利用又は移動に関する情報を的確に提供することができるよう、次に掲げるところにより設けること。</u></p> <p>(1) <u>案内標示は、標記内容が分かりやすい文字又は図案並びに見やすい色調及び明度とする</u>こと。</p> <p>(2) <u>主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす使用者が容易に読みとり又は利用できる位置又は方向に設ける</u>こと。</p> <p>(3) <u>主として視覚障害者が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応じて、点字等による案内標示をする等、視覚障害者が容易に</u></p>

	<p><u>当該部分に到達できるようにすること。</u></p>
授乳場所	<p><u>第3条第1項第1号コに掲げる建築物には、次に掲げる構造及び設備を有する授乳場所を1以上設け、出入口付近にその旨を標示すること。</u></p> <p>(1) <u>出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>授乳を行うためのいす及び乳児用ベッド等を設けること。</u></p> <p>(3) <u>洗面器又は流し台を設けること。</u></p> <p>(4) <u>授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。</u></p>
ホテル又は旅館の客室	<p><u>ホテル又は旅館（客室の数が50室以下のものを除く。）の客室は、1以上を次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>客室内には、車いす使用者の移動に支障となる段を設けないこと。</u></p> <p>(2) <u>客室内には、便所の項(5)アからクまでに規定する構造及び設備を有する便所又は便房を設けること。この場合において、同項イ中「85センチメートル」とあるのは、「80センチメートル」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) <u>客室内には次に掲げる構造及び設備を有する浴室を設けること。</u></p> <p>ア <u>浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</u></p> <p>イ <u>車いす使用者が円滑に利用できるよう、空間が確保されていること。</u></p> <p>ウ <u>出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>エ <u>戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>(4) <u>点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設けるなど、視覚障害者及び聴覚障害者の避難上の配慮をしたものとする。</u></p> <p>(5) <u>客室の入口の扉にドアスコープを設ける場合は、一般用のものに加え、車いす使用者が利用できるものを設けること。</u></p>
浴室、シャワー室及び脱衣室	<p><u>第3条第1項第1号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合には、インターホーンを設け介助者が常駐すること。</u></p> <p>(2) <u>車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</u></p> <p>(3) <u>洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでとすること。</u></p> <p>(4) <u>浴槽及び洗い場に手すりを設けること。</u></p>

	<p>(5) <u>シャワー用の区画に手すりを設けること。</u></p> <p>(6) <u>シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメートルまでの腰掛け台を設けること。</u></p>
避難設備	<p><u>ホテル又は旅館（床面積が1,000平方メートル以下のものを除く。）の避難口誘導灯等は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものを適切な位置に配置すること。</u></p>

別表第2（第3条関係）

道路の整備基準に係る技術的細目

項目	技術的細目
歩道	<p>1 <u>セミフラット型を標準とし、縁石、植樹帯、さく等で区画すること。</u></p> <p>2 <u>有効幅員は、2メートル以上とすること。</u></p> <p>3 <u>舗装は、平たんとし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。</u></p> <p>4 <u>歩道と車道とが接続する部分で歩行者が通行する部分は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とすること。</u></p> <p>5 <u>縦断勾配は、5パーセント以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下）とすること。ただし、車道部の縦断勾配が8パーセントを超える場合を除く。</u></p> <p>6 <u>歩行者が通行する部分には、できるだけ排水溝を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。</u></p>

別表第3（第3条関係）

公園の整備基準に係る技術的細目

項目	技術的細目
出入口	<p>1 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 平たんとし、かつ、滑りにくいものとする。</p> <p>2 1に規定する出入口に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(1) <u>勾配は、8パーセント以下とすること。</u></p> <p>(2) 表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。</p> <p>3 <u>車止めさくを設ける場合は、標準90センチメートル間隔で設置し、その前後には1.5メートル以上の水平な部分を設けること。</u></p>
園路	<p>1 出入口の項1に規定する構造を有する出入口と接続する1以上の主要な経路となる園路は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>(1) <u>有効幅員は1.2メートル以上とすること。ただし、有効幅員が1.8メートル未満の場合にあつては、有効幅員1.8メートル以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</u></p> <p>(2) 平たんとし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。</p> <p>(3) 砂利敷きとしないこと。</p> <p>(4) <u>縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(5) <u>3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に1.5メートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等により園路上に水平部分を確保できない場合は、園路際に車いす使用者等の退避スペースを設置すること。</u></p> <p>(6) <u>縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員1.2メートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。</u></p> <p>(7) <u>必要に応じて手すりを設けること。</u></p> <p>2 1に規定する園路を横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。</p>
階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。等により段を識別しやすいものとする。</p> <p>(5) 上端及び下端並びに踊場の部分には、<u>点状ブロック等を敷設すること。</u></p> <p>(6) <u>階段の寸法は、けあげ15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、けこみ2センチメートル以下とし、同一階段では各寸法は、一定とすること。</u></p> <p>(7) <u>階段の起点、終点及び高さ2.5メートル以下ごとに1.2メートル以上の水平な部分を設けること。</u></p>
便所	<p>便所は、次に定める構造及び設備とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。</u></p>

	<p>(3) <u>男子が利用する便所に小便器を設ける場合は、1以上の小便器は床置きとし、手すりを設けること。</u></p> <p>(4) <u>1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる構造及び設備を有する便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。</u></p> <p>ア <u>車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</u></p> <p>イ <u>出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>出入口を引き戸（構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸）とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>エ <u>出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u></p> <p>オ <u>洋風便器を設けること。</u></p> <p>カ <u>便器の両側に手すりを設けること。</u></p> <p>キ <u>くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。</u></p> <p>ク <u>床は、平たんとすること（水勾配を設ける場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。）。</u></p> <p>(6) <u>車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</u></p> <p>(7) <u>便所に1以上（車いす使用者用便房に設けるものを除く。）は、洋風便器の便房を設けること。</u></p> <p>(8) <u>子どもの遊び場周辺等に便所を設置する場合は、子どもが利用しやすい便器（便座）及び手洗い器を設置すること。</u></p> <p>(9) <u>乳幼児連れの利用の多い場所では、次に掲げる便所とすること。</u></p> <p>ア <u>1以上の便房には、乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。</u></p> <p>イ <u>乳幼児ベッド等を設けること（便所以外の場所に設ける場合を除く。）。</u></p>
案内標示	<p>1 案内板は、標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者が見やすい位置に設けること。</p> <p>2 障害者、高齢者等が利用可能な公園の施設には、その旨を知事が定めるところにより標示すること。</p>
水飲み場、ベンチ及び野外卓等	<p>1 <u>水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</u></p> <p>2 <u>ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</u></p>
駐車場	<p>1 <u>車いす使用者用駐車施設は、全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満</u></p>

	<p>の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>(2) 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(3) 床面は、滑りにくく平たんな仕上げとすること。</p> <p>(4) 駐車位置後部には、車いすが通行可能な有効幅員1.2メートル以上の安全路を設置すること。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車施設である旨を分かりやすい方法により標示すること。</p>
--	--

別表第4 (第3条関係)

路外駐車場の整備基準に係る技術的細目

項 目	技 術 的 細 目
車いす使用者用駐車施設	<p>1 自動車の駐車台数が20台以上である場合は、車いす使用者用駐車施設を設け、車いす使用者が乗車する自動車の専用とすること。</p> <p>2 駐車場の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>4 床面又は地面を水平とすること。</p> <p>5 車いす使用者用である旨を標示すること。</p> <p>6 車いす使用者用駐車施設から出入口に至る通路(車路を含む。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</p> <p>7 6に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル(段を併設する場合には、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、^こ12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1)以下とすること。</p> <p>(3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること(傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合を除く。)</p> <p>(5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。</p>

	<p>(6) 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>8 6に規定する通路又は7に規定する傾斜路には、<u>排水溝等を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする</u>こと。</p> <p>9 6に規定する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、<u>車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けない</u>こと。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
--	--

別表第5（第3条関係）

公共交通機関の施設の整備基準に係る技術的細目

項 目	技術的細目
<u>移動円滑化された経路</u>	<p><u>移動円滑化された経路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>1 <u>出入口は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>戸を設ける場合は、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p>(3) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、3に定める構造の傾斜路を併設すること。</u></p> <p>2 <u>通路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p>(3) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、3に定</u></p>

める構造の傾斜路を併設すること。

- (4) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (5) 段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。
 - ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。

3 傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル（段に併設する場合は、90センチメートル）以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- (3) 高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (4) 両側に手すりを設けること。
- (5) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (6) 壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がり設けること。
- (7) その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

4 エレベーターは、次に定める構造とすること。

- (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの間口（内法寸法による。）は1.4メートル以上、奥行き（内法寸法による。）は1.35メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- (3) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。ただし、前号ただし書に規定するエレベーターの場合は、この限りでない。
- (4) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (5) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (6) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤を設けること。
 - ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放

時間を延長することができる機能を有する行先ボタン

イ 呼びボタン付きのインターホーン

(7) かが内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごの停止する予定の階を表示する装置を設けること。

(8) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かがが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開閉時間を延長することができる機能を有するものをいう。）が設置されていること。

(9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。

ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示

イ かが内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示

(10) 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ1.5メートル以上とすること。

(11) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること。

ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置。ただし、かが内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

イ かが内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置

(12) かがの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(13) かが内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。

5 エスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、(7)及び(8)の構造であるものは1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

(2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

(5) くし板と端部と踏み段の色の明度の差が大きい等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この

	<p><u>限りでない。</u></p> <p>(7) <u>幅は、80センチメートル以上であること。</u></p> <p>(8) <u>踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u></p>
<p><u>通路等</u></p>	<p>1 <u>通路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p>(2) <u>段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>イ <u>段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</u></p> <p>2 <u>傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>両側に手すりを設けること。</u></p> <p>(2) <u>床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p>(3) <u>壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がり設けること。</u></p> <p>3 <u>階段は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>手すりを両側に設けること。</u></p> <p>(2) <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</u></p> <p>(3) <u>回り階段としないこと。</u></p> <p>(4) <u>踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(5) <u>踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>(6) <u>段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</u></p> <p>(7) <u>階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>視覚障害者用誘導ブロックは、次に定める場所に設置すること。</u></p> <p>(1) <u>通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であつて公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路</u></p>

	<p>等と移動円滑化された経路の項4のエレベーターの(9)乗降ロビーに設ける操作盤、案内設備の項(4)の点字による案内板その他の設備、便所の出入口及びその他の旅客用設備の項の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
案内設備等	<p>案内設備等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口。次号において同じ。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備（第3条第1項第5号ア(2)前段の規定によりエレベーターを設けない場合にあつては、当該前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
便所	<p>1 便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</p> <p>(3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器とし、手すりを設けること。</p> <p>(4) 移動円滑化された経路と便所との間の1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2の通路に定める構造とすること。</p> <p>(5) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、(7)に定める傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p>

	<p>ア 幅は、<u>90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ 勾配は、<u>12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</u></p> <p>ウ 表面は、<u>滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p>(8) <u>出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房又は設備が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</u></p> <p>(9) <u>出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p>(10) <u>車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p>(11) <u>1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</u></p> <p>(12) <u>便所に2以上（車いす使用者用便房に設けるものを除く。）の大便器を設ける場合は、1以上は、洋風便器とすること。</u></p> <p>(13) <u>1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）乳幼児いす等を設けた便房を設けるほか、乳幼児ベッド等を便所内（便所以外の場所に設ける場合を除く。）に設けること。</u></p> <p>(14) <u>1日平均乗降客が5,000人以上の旅客施設の便所には、オストメイトのための洗浄設備等のある便房を1以上設けること。</u></p> <p>2 <u>次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を便所の項の1の便所に1以上設けること。</u></p> <p>(1) <u>車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</u></p> <p>(2) <u>出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>出入口を引き戸（構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸）等の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p>(4) <u>出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u></p> <p>(5) <u>洋風便器を設けること。</u></p> <p>(6) <u>手すりを設けること。</u></p> <p>(7) <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適したくつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置等の水洗器具を設けること。</u></p> <p>(8) <u>出入口には、当該便房が車いす使用者その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</u></p>
<u>改札口</u>	<p><u>1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u></p>
<u>乗降場</u>	<p><u>乗降場は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>鉄道駅の乗降場（以下「プラットホーム」という。）は、次に</u></p>

	<p><u>定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</u></p> <p><u>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</u></p> <p><u>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。</u></p> <p><u>エ 排水のための横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>オ 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p><u>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ケ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</u></p>
その他の旅客用設備	1. 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1

以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所の間との1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2に規定する構造とすること。
 - (2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。
 - 3 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。
ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。